

## 別 表

### ＜調査を依頼する設備とその技術基準＞

#### ① 調査を依頼する特定施設

調査を依頼する特定施設	技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（以下（省令）という。）
掘削装置	<p>省令第十七条 石油鉱山における原動機を使用する掘削装置の技術基準は、第三条、第四条及び第五条（第六号から第八号までを除く。）に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2 やぐらについては、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 （略）</li> <li>二 やぐらの脚は、予想される最大静荷重に耐える強度を有していること。</li> <li>三 （略）</li> </ul> <p>3、4 （略）</p>
海洋掘採施設	<p>省令第十九条 石油鉱山における海洋掘採施設の技術基準は、第三条、第四条、第五条第一号、第三号、第九号、第十一号、第十五号、第十六号、第二十一号及び第二十二号、第十七条（第一項、第四項第九号及び第十二号を除く。）並びに前条第四項第三号、第五項第四号及び第五号、第七項、第八項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 海洋掘採施設のプラットフォームは、予想される最大総荷重を支持し、かつ、風及び波の圧力並びに地震に対して十分な強度を有していること。</li> <li>二 構造材料は、局部座屈、各継手及び部材の設計疲労寿命等に対して十分な強度を有していること。</li> </ul> <p>三～六 （略）</p>
パイプライン	<p>省令第二十一条 石油鉱山におけるパイプラインの技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2 パイプラインの構造については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 パイプラインの導管（以下この条及び次条において単に「導管」という。）は、内圧、土圧その他の主荷重及び温度変化の影響、振動の影響、地震の影響等による従荷重によって生ずる応力に対して十分な強度を有していること。</li> <li>二 導管、継手、バルブ及び導管の附属金具は、最高使用圧力に対して安全なものであること。</li> <li>三、四 （略）</li> </ul> <p>3、4 （略）</p>
海洋に設置されるパイプライン	<p>省令第二十二条 海洋に設置されるパイプラインの技術基準は、第三条、第四条及び前条第二項に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2、3 （略）</p> <p>省令第二十一条 （略）</p> <p>2 パイプラインの構造については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 パイプラインの導管（以下この条及び次条において単に「導管」という。）は、内圧、土圧その他の主荷重及び温度変化の影響、振動の影響、地震の影響等による従荷重によって生ずる応力に対して十分な強度を有していること。</li> <li>二 導管、継手、バルブ及び導管の附属金具は、最高使用圧力に対して安全なものであること。</li> <li>三、四 （略）</li> </ul>
ガスホルダー	<p>省令第二十四条 ガスホルダーの技術基準は、第三条に定めるもののほか、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号。第三条を除く。）で定める基準とする。</p>
高圧ガス製造施設	<p>省令第二十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 塔（反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備（貯槽を除く。）であって、当該設備の最高</p>

	<p>位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。)、凝縮器(縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。)、貯槽(貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。)、受液器(内容積が五千リットル以上のものに限る。))及び配管(経済産業大臣が定めるものに限る。))並びにこれらの支持構造物及び基礎(以下「耐震設計構造物」という。))は、耐震設計構造物の設計のための地震動(以下「設計地震動」という。))、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生ずる応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の経済産業大臣が定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とするものとする。</p> <p>4 石炭鉱山及び金属鉱山等においては、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <b>ガスタンクは、鉄材を用いて気密な構造とし、ガス放出装置が設けられていることその他の爆発を防止するため必要な措置が講じられていること。</b></p> <p>5 石油鉱山においては、前項第一号に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <b>可燃性ガスの貯蔵タンクは、鉄材を用いて気密な構造とし、ガス放出装置を設け、かつ、可燃性ガスの貯蔵タンクの出口には、逆火防止装置が設けられている等適切な措置が講じられていること。</b></p> <p>六～九 (略)</p> <p>十 <b>高圧ガス設備に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度及び圧力等に応じて適切なものであること。</b></p> <p>十一 <b>高圧ガス設備は、最高使用圧力に対して安全なものであること。</b></p> <p>十二、十三 (略)</p> <p>6 (略)</p>
高圧ガス貯蔵所	<p>省令第二十六条 高圧ガス貯蔵所の技術基準は、第三条、第四条並びに前条第二項及び第三項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>省令第二十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <b>塔(反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備(貯槽を除く。))であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。)、凝縮器(縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。)、貯槽(貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。)、受液器(内容積が五千リットル以上のものに限る。))及び配管(経済産業大臣が定めるものに限る。))並びにこれらの支持構造物及び基礎(以下「耐震設計構造物」という。))は、耐震設計構造物の設計のための地震動(以下「設計地震動」という。))、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生ずる応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の経済産業大臣が定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とするものとする。</b></p>
高圧ガス処理プラント	<p>省令第二十七条 石油鉱山における高圧ガス処理プラントの技術基準は、第三条、第四条並びに第二十五条第二項、第三項及び第五項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>省令第二十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <b>塔(反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備(貯槽を除く。))であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。)、凝縮器(縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。)、貯槽(貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。)、受液器(内容積が五千リットル以上のものに限る。))及び配管(経済産業大臣が定めるものに限る。))並びにこれらの支持構造物及び基礎(以下「耐震設計構造物」という。))は、耐震設計構造物の設計のための地震動(以下「設計地震動」という。))、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生ずる応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の経済産業大臣が定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とするものとする。</b></p>

	<p>4 (略)</p> <p>5 石油鉱山においては、前項第一号に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 可燃性ガスの貯蔵タンクは、鉄材を用いて気密な構造とし、ガス放出装置を設け、かつ、可燃性ガスの貯蔵タンクの出口には、逆火防止装置が設けられている等適切な措置が講じられていること。</p> <p>六～九 (略)</p> <p>十 高圧ガス設備に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度及び圧力等に応じて適切なものであること。</p> <p>十一 高圧ガス設備は、最高使用圧力に対して安全なものであること。</p> <p>十二、十三 (略)</p>
坑内における内燃機関	<p>省令第三十四条 坑内における内燃機関（自動車及び車両系鉱山機械を除く。）の技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 燃料タンク及び燃料の配管は、十分な強度を有し、振動、衝撃等により損傷を生じない構造であること。</p> <p>六～十四 (略)</p>
ボイラー及び蒸気圧力容器	<p>省令第四十二条 ボイラー及び蒸気圧力容器の技術基準は、第三条、第四条及び第五条第一号から第三号までに定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2 ボイラーについては、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 ボイラーの材料及び構造並びにボイラーの附属品は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に適合していること、又はそれと同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>五 (略)</p> <p>3 蒸気圧力容器については、前項第一号から第四号までの規定の例による。</p>

② 特定施設に該当しない調査を依頼する設備(コンプレッサー)

特定施設に該当しない調査を依頼する設備	<p>技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（以下（省令）という。）</p>
コンプレッサー	<p>省令第四十一条 コンプレッサーの技術基準は、第三条、第四条及び第五条第十七号から第二十号までに定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 原動機の軸出力及びレシーバーの胴板厚さ等は、十分な容量及び強度を有すること。</p>